

別表1

許 可 基 準

【その一】製作を業とする者

月平均の製作実績が10両以上であること。

(注)1両未満は1両に切り上げる。

【その二】販売を業とする者

月平均の販売実績が12両以上であること。ただし、大型自動車及び輸入自動車の販売実績は1両を2両分として計算する。

(注)1. 1両未満は1両に切り上げる。

2. 大型自動車とは、車両総重量8,000kg以上のもの、最大積載量が5,000kg以上のもの、又は乗車定員が30人以上のものとする。
3. 輸入自動車とは、外国において製作された自動車をいう。

【その三】陸送を業とする者

1. 製作又は販売を業とする者と回送委託契約(再委託を含む。)を締結していること。
2. 回送自動車の運行管理について、自ら責任を負う者であること。
3. 回送委託契約の期間が1年以上継続されること。
4. 回送業務に従事する運転者の数が常時10人以上であること。

(注)運転者の数は、回送業務以外の業務(番号標を使用しない陸送を含む。)を兼務している者については、その業務量により按分して算出した実人員の合計である。

【その三の2】運送事業であって陸送を業とする者。

1. 製作又は販売を業とする者と回送委託契約(再委託を含む。)を締結していること。
2. 回送自動車の運行管理について、自ら責任を負う者であること。
3. 回送委託契約の期間が1年以上継続されること。
4. 回送業務に従事する運転者及び積載車を有すること。

【その三の3】港湾荷役に伴う陸送を業とする者。

1. 製作又は販売を業とする者と回送委託契約(再委託を含む。)を締結していること。
2. 回送自動車の運行管理について、自ら責任を負う者であること。
3. 回送委託契約の期間が1年以上継続されること。
4. 回送がモータープールから埠頭の区間又は埠頭内において行われるものであること。

【その四】特定整備を業とする者。

車検のために自ら特定整備した自動車の台数が許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績が7台以上あること(2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上あること)。

別表2

支局・事務所別許可番号一覧表

業種 終期日 番号標名	製 作	新車・輸入販売	陸 送	中古車販売	特定整備
	7月31日	11月30日	7月31日	11月30日	11月30日
品 川	10000～10199	11000～11999	14000～14999	17000～17499	90000～90199
足 立	10200～10399	12000～12499	15000～15499	17500～18499	90200～90399
練 馬	10400～10599	12500～12999	15500～15999	18500～18999	90400～90599
多 摩	10600～10799	13000～13499	16000～16499	19000～19499	90600～90799
八王子	10800～10999	13500～13999	16500～16999	19500～19999	90800～90999
横 浜	20000～20399	21000～22199	24000～25199	27000～28199	91000～91399
川 崎	20400～20599	22200～22799	25200～25799	28200～28799	91400～91599
相 模	20600～20799	22800～23399	25800～26399	28800～29399	91600～91899
湘 南	20800～20999	23400～23999	26400～26999	29400～29999	91900～92199
大 宮	30000～30399	31000～31899	34000～34899	37000～37899	92200～92999
熊 谷	30400～30599	31900～32599	34900～35599	37900～38599	93000～93699
春日部	30600～30799	32600～33299	35600～36299	38600～39299	93700～94399
所 沢	30800～30999	33300～33999	36300～36999	39300～39999	94400～95099
群 馬	40000～40999	41000～43999	44000～46999	47000～49999	95100～96299
千 葉	50000～50299	51000～51999	54000～54999	57000～57999	96300～96599
習志野	50300～50599	52000～52999	55000～55999	58000～58999	96600～96899
袖ヶ浦	50600～50799	53000～53499	56000～56499	59000～59499	96900～97199
野 田	50800～50999	53500～53999	56500～56999	59500～59999	97200～97499
水 戸	60000～60499	61000～62499	64000～65499	67000～68499	97500～97999
土 浦	60500～60999	62500～63999	65500～66999	68500～69999	98000～98499
宇都宮	70000～70499	71000～73499	74000～76499	77000～79499	98500～98999
とちぎ	70500～70999	73500～73999	76500～76999	79500～79999	99000～99499
山 梨	80000～80999	81000～83999	84000～86999	87000～89999	99500～99999

別表3

番 号 標 貸 与 基 準

【その一】製作を業とする者

1ヶ月の平均製作車両数(A)	貸与組(枚)数(B)
10両まで	$(B) \leq 2$
11両以上50両まで	$(B) \leq 2 + \frac{A - 10}{10}$
51両以上100両まで	$(B) \leq 6 + \frac{A - 50}{20}$
101両以上	$(B) \leq 9 + \frac{A - 100}{50}$

(注)貸与組(枚)数の小数点以下は切り上げる。

【その二】販売を業とする者

1ヶ月の平均販売車両数(A)	貸与組(枚)数(B)
12両まで	$(B) \leq 2$
13両以上50両まで	$(B) \leq 2 + \frac{A - 12}{6}$
51両以上100両まで	$(B) \leq 9 + \frac{A - 50}{8}$
101両以上300両まで	$(B) \leq 16 + \frac{A - 100}{10}$
301両以上1000両まで	$(B) \leq 36 + \frac{A - 300}{30}$
1001両以上	$(B) \leq 60 + \frac{A - 1000}{60}$

(注) 1. 貸与組(枚)数の小数点以下は切り上げる。

2. 大型自動車及び輸入自動車の販売実績は1両を2両分として計算する。

【その三】陸送を業とする者

回送運行許可証業務に従事する運転者1人に対し1組(枚)、及び積載車を有している場合に
は、積載車1両に対し1組(枚)を限度とする。

【その四】特定整備を業とする者

営業所毎に車検のために自ら特定整備した自動車の台数が交付(貸与)申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績が7台以上(2回目以降の
許可の場合は交付(許可)申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績が7台以上)である場合 1枚(組)